

翻 訳

戴 裔 焯 著

『宋代鈔塩制度研究』(1)

安 蕪 幹 夫

訳者まえがき

戴裔焯氏の著である『宋代鈔塩制度研究』は、1957年に商務印書館から出版された。その後著者の校閲を経て1981年3月に新1版として、中華書局から出版されたのが本書である。本書の構成は、第一編 宋代塩産運銷制度総説、第二編 鈔塩制度之横的研究、第三編 鈔塩制度之縦的研究の三編から成っている。この内訳者の研究課題の関係から、第二編（除第三章）と第三編（除第六章）の翻訳を試みることにする。以下に第二編、第三編の目次を掲げる。

第二編 鈔塩制度之横的研究

第一章 交引

- 一 交引積義
- 二 交引与宋代其他信用貨幣性質之差別
- 三 交引之淵源 以上本号
- 四 交引之種類
 - (1)塩交引 (2)茶交引 (3)見銭交引 (4)香葉犀象等交引 (5)鑿引
 - (6)其他

第二章 塩鈔

- 一 塩鈔積義
- 二 塩鈔之内容板式与鈔紙

甲 鹽鈔無遺存之原因及其內容之推測

(1)鹽鈔支塩以後即塗抹繳銷 (2)繳銷之鹽鈔由太府寺点对焚毀

乙 鹽鈔之板式及鈔紙

三 鹽鈔價格

甲 解鹽鈔價

乙 東南鹽鈔價

(1)鈔法推行前之東南鹽鈔及鈔價 (2)鈔法推行後之東南鹽鈔價

丙 福建鹽鈔價

丁 廣南鹽鈔價

四 鹽鈔之措置印刷交易機關

甲 太府寺

(1)太府寺之職掌与元豐改制前後之塩務行政 (2)太府寺之組織

乙 交引庫

丙 權貨務

(1)權貨務建置沿革 (2)權貨務之官吏 (3)權貨務收入增虧之比較与賞罰

丁 其他外路出壳鹽鈔機關

(1)北宋陝西之折博務与壳鈔場 (2)南宋兩廣之壳鈔庫

戊 交引鋪

(1)交引鋪之所在地 (2)交引鋪之任務

第三章 鈔鹽制度下之提舉茶塩司

一 提舉茶塩司之職掌及其沿革

二 提舉茶塩司之人事機構

三 提舉茶塩与塩課增虧之考較制度

四 提舉茶塩官姓名拾零

(1)北宋提舉塩事官表 (2)南宋提舉塩事官表

第三編 鈔鹽制度之統的研究

第一章 交引塩制

一 入中折中与交引塩制積義

二 入中之嚆矢与利用茶塩折博之倡議者

三 解塩之通商与折博

(1)宋初解塩東西南三区之通商制度 (2)陝西州軍入中之優潤則例及紐算顆塩方法

四 東南塩之通商与折博

五 川塩河東塩閩広塩之折博

(1)川塩 (2)河東塩 (3)閩広塩

- 六 折中倉与塩之折博
 - (1)折中倉建置之倡議者及其建置年代 (2)折中倉之規制及入中支塩則例
- 第二章 引鈔鹽制產生存在与時代需要
 - 一 入中制度之來由
 - 二 折中制度之來由
 - 三 引鈔鹽制產生之歷史因素
- 第三章 范祥鈔鹽制
 - 一 范祥鈔鹽制產生之條件
 - 二 范祥及其鈔鹽制
 - (1)范祥之略歷 (2)范祥鈔鹽制
 - 三 范祥鈔鹽制推行之阻力及其推行之效果
 - 四 范祥鈔鹽制成功條件之分析
- 第四章 鈔鹽制之變遷与頽壞
 - 一 薛向對於解塩之措置
 - (1)罷州縣征收塩課 (2)減沿邊八州軍鬻塩価 (3)改善畦夫待遇減少畦夫數額 (4)作小鈔壳解塩 (5)即永興軍置壳塩場
 - 二 熙寧間鈔法之頽壞
 - (1)熙寧末鈔法頽壞之概況 (2)熙寧十年之改革 (3)改鈔以後之狀況
 - 三 哲宗時鈔法之概況
 - (1)確定解塩鈔歲額為二百万緡 (2)陝西沿邊八州軍鬻塩復范祥旧制
 - 四 鈔鹽制變遷与頽壞之剖析
- 第五章 鈔鹽制及其功能之轉變
 - 一 鈔鹽制功能轉變之外觀
 - 二 鈔鹽制轉變之因素
 - 三 崇寧初措置鈔法之講義司
 - 四 崇寧大觀之鈔鹽制
 - (1)蔡京改鈔法之嚆矢 (2)買鈔所之設置与換鈔法 (3)崇寧大觀間之貼納對帶循環法 (4)蔡京崇寧間對於鈔法之其他措置 (5)大觀末之改革
 - 五 政和宣和間之鈔鹽制
 - 六 鈔鹽制屢變之效果与影響
- 第六章 南宋鈔鹽制度之推廣
 - 一 南宋國用与鈔鹽制關係之概觀
 - (1)南宋國用匱乏之一班 (2)鈔鹽制對於南宋財政上所負之任務
 - 二 淮浙鈔鹽制之紛更
 - (1)淮浙塩鈔法之屢更 (2)倉場支塩制度之罷復 (3)淮浙塩之加餉

三 閩塩鈔制之推行及其罷止

(1)福建鈔塩制与鈔塩錢 (2)鈔法再行於福建及其罷止原因之剖析

四 兩広客鈔官般之起仆

(1)兩広塩官売通商之経過 (2)広西客鈔官般屢罷屢復理由之探討

五 趙開蜀塩引制

(1)趙開及其引塩法 (2)趙開引法之功效及其流弊

第七章 結論

一 鈔塩制与官般官売制對於宋代財政上所負任務之比較觀

二 鈔塩制之發展与時代需要之關係

三 從鈔塩制研究所得之制度觀

なお翻訳するにあたっては、沙鄭軍君（本学大学院前期課程二年在学中，蘇州大学歴史系助理研究員）が素訳を試み、訳者が推敲し論考を構成した後に討論を行う方法をとった。この場を借りて御協力戴いた沙君に感謝申し上げます。

第二編 鈔塩制度の横的研究

第一章 交 引

一 交引の解釈

宋代には、商人が茶塩と取り換えることの出来る一種の証明書（憑證）⁽¹⁾があつて、一般にこれは「交引」或は「交鈔」と呼ばれていた。「交引」という言葉の定義については、南宋章如愚の『山堂群書考索後集』57茶塩類に、以下に挙げる例がある。

「入中芻粟於沿辺，以券至京師江淮給茶塩，謂之「交引」。又真宗時，林特請依旧於京師入納見錢金帛，交引於解州取塩，亦謂之「交引」。」

(1) 按『統資治通鑑長編』220神宗熙寧四年条，吳充對語「立法之初，許商人入粟辺郡，執「交鈔」至京師」云云，觀此可知「交引」亦称「交鈔」。

「鈔」亦写作「抄」，如『宋会要』食貨36權易天禧2年11月条，「三司言，陝西入中芻粮，請依河北例每斗束量增直計實錢給「抄」入京，以見錢買之。」又同前大中祥符7年2月条「三司言陝西入中粮斛交鈔併多，富民折其價值。」又『宋文鑑』47張方平論国計有「在京支還交抄」之語，「鈔」「抄」実通用。

又謂

「西北用兵，又募商人入中粟麥竹木於辺郡，給文券謂之「交引」。⁽²⁾

『宋史』183食貨志茶の条にもまた次のように言っている。

「雍熙後，用兵切於餽餉，多令商人入蜀糧塞下，酌地之遠近而為其直，取市價而厚增之，授以要券，謂之「交引」，至京師給以緡錢，又移文江淮荆湖，給以茶及顆末塩。」

『山堂群書考索後集』及び『宋史』食貨志に記載されたところを見れば、「交引」とは茶塩と取り換えることの出来る文字証明書（憑證）であることがわかる。それ故に、またこれを「券」，「文券」或は「要券」とも呼ぶ。また「文引」或は「交引文字」とも呼ばれていたらしい。⁽³⁾

「塩鈔」は，宋仁宗の慶曆8年（1048）に兵部員外郎范祥がつくった塩鈔法からはじめられた。しかし北宋の典籍，例えば司馬光の『涑水記聞』，張舜民の『画墁録』，沈括の『夢溪筆談』などの書物には，ともに鈔法は范祥によって始められたとは言っているが，⁽⁴⁾范祥が最初に「塩鈔」をつくったとは明言してはいない。しかしなにはともあれ，塩鈔の名はこれより始まったと言える。明丘濬の『大学衍義補』28山沢之利上に，

「陝西河東顆塩，旧法官自般運，置務拘壳，兵部員外郎范祥，始為鈔法，令商人就辺郡入錢，售鈔請塩，任其私壳，得錢以實塞下。臣按「塩鈔」之名始此。」

とあることから明らかである。

「塩鈔」は，范祥によって始められたことは既に明らかにしたが，「交

(2) 宋章俊卿『山堂郡書考索後集』56交引条。

(3) 『長編』94天禧3年条「三司使李士衡言，京師每歲所用材植，……請自今聽民採斫入中，官置場納之，給以文引，詔可。」煇按『宋会要』食貨36天禧3年9月条所載与『長編』大致相同，但作「請自今在京置場，許客入中，給以交引，從之。」「文引」似為「交引」之語，「文」与「交」二字形極相近，然『宋会要』中作「文引」者亦屢有所見，姑誌疑於此。

又『宋会要』食貨36天聖5年5月勅「依入納見錢筭買加饒則例，翻換交引文字，往指射去處請」。

(4) 據宋司馬光『涑水記聞』卷4「八年（慶曆）范祥又請令民入錢於辺，給鈔請塩」。又宋張舜民『画墁録』卷1「范祥領解塩始鈔法」。沈括『夢溪筆談』11「兵部員外郎范祥始為鈔法」以後取塩之要券，稱為「塩鈔」。

引」と「塩鈔」とは何が違うのか。この点については、説明を加えなければならぬ。⁽⁵⁾北宋龔鼎臣の『東原録』には、

「旧日沿辺令客人入斛斗或造櫓樓瓦木之屬，凡直六貫，則支解塩一席，祥遂制置边上客人入一色見錢，教錢六貫（煇案・「教」字義不可通，疑誤），依旧支与一席，客人得一席，売得十貫，边上却用見錢糶物（煇案・「糶」『函海』本原作「糶」，当為「糶」之誤，今改正），官中有利，客人亦便。」

とある。

范祥の鈔法に関しては、これよりももっと詳しい説明もあるが、資料が甚だ多いので、ここではひとつひとつ数えきれない。ただここで説明しておきたいことは、「交引」と「塩鈔」の区別についてである。『東原録』の記載を見ると、すでに両者の主要な区別は明らかである。一つはすなわち、納入した物貨の価値であり、他の一つはすなわち、納入した見錢の証明なのである。そのはたらきは取塩の証明書（憑證）であり、もともとは全く同じものなのである。従って章如愚も「「交引」即「塩鈔」，但隨時命名不同耳。」⁽⁶⁾と言っている。

「交引」と「塩鈔」との性質上の区別に関して、最も注意をしなければならないことがある。即ち、「交引」はただ単に塩と取り換えるだけでなく、茶・礬・鉄・犀象・香薬などとも取り換えることが出来ることである。しかし「塩鈔」は塩とだけしか取り換えることは出来ない。このことに関して、時間の先後及び変転の過程に従って論ずることとする。沿辺に入中して交引を支給されたことは、宋太宗の雍熙2年（985）に始められ、⁽⁷⁾錢を入れて塩鈔を支給されたことは、仁宗の慶曆8年（1083）に始められたので、その間には63年の差がある。京師権貨務に錢帛を納入してから交引を支給され、塩を求めることが出来たのは更に早い時期のことであった。要するに、塩鈔は交引から転化したものであり、交引の変転の結果なので

(5) 本文所引用龔鼎臣『東原録』為『函海』本，不分卷。

(6) 見『山堂郡書考索後集』57。

(7) 馬端臨『文獻通考』15征榷考2引陳上齋語，謂始於雍熙二年，但考『宋会要』『統資治通鑑長編』以官書野乘，俱不明載年月，『宋史』183食貨志亦止言「雍熙後」而已。又『止齋先生文集』亦無記載。

ある。

二 交引と宋代におけるその他の信用貨幣との性質の区分

宋代は、中国の印刷事業の発展時期であり、書籍の印刷、さかのぼれば唐五代の余緒を承けて極盛の域に至り、⁽⁸⁾信用貨幣の印刷もまたこの時期に始められた。宋代の信用貨幣を考えてみると、「交子」・「関子」・「会子」などがある。⁽⁹⁾

日本人の学者加藤繁は、「史学」第9巻第2号に掲載した「交子の起源」の論文の中で次のように言っている。

「宋太宗之時、常招商人納粟於辺塞、計直与以「交引」、商人持之、可赴京師推貨務兌換見錢、或赴江・淮・荆湖領受茶塩、其法行之頗久。此「交引」之語、与「交子」同其意義、蓋亦因代替見錢、可以支付授受、故亦此名之也。」⁽¹⁰⁾

加藤繁は、いわゆる「交子」と「交引」の意義は同じだと言っている。すなわち、唐宋時代の文献中に時々「交関」の言葉を見つけて、想像によって結論づけているようである。彼がその論拠として使用した史料『唐会要』89泉貨元和4年閏3月条には、

「自今以後、因交関用欠陌錢者、宜令本行頭及居停主人牙人等檢索送官。」

とあり、また日本智證大師円珍の「請弘伝真言止観官牒款状」(『日本仏教全書』の『智證大師全書』第4「余芳編年雜集」に収録)に

「至仁寿二年閏八月、值大唐商人欽良暉交関船来。」

とあり、『夷堅丁志』巻4王立燴鴨条の人鬼の之の言に、

「今臨安城中人、以十分言之、三分皆我輩也。或官員、或僧、或道士、或商販、或倡女、色々有之、与之交関往還不殊。」

(8) 詳見『文芸叢刊』乙集留菴編纂『中国雕板源流考』及 T. F. Carter 著、『中国印刷之發明及其東西被』(The Invention of Printing in China and Its Spread Westward. 中文有劉麟生訳本、名『中国印刷術源流史』商務)。

(9) 参考『現代史学』第1巻第34期『中国經濟史研究専号』朱希祖先生訳日人加藤繁「交子之起源」及拙訳 T. F. Carter『紙幣印刷考』両文与朱僕先生著『中国貨幣問題』第2章「兩宋信用貨幣之研究」頁33至114。

(10) 見朱希祖先生訳加藤繁「交子之起源」、『現代史学』第1巻第34期合刊205頁。

とある。加藤繁は上述した三つの史料から、「凡所謂交関者均含有買賣・貿易・支付・授受等意義。単言交或関字、亦含有同様之意義。⁽¹¹⁾」と断定しているが、これに対しては想像が巧みであると言わざるを得ない。それ実は、「交関」の言葉は「貿易」か或は「交易」の意味を含んでいると言うことが出来る。しかし未だかつて不可ならずと言っても、強いて支付、授受などの意味でこれを解するようなことである。無理に解釈を下してこじつけたという感じは免れない。「交関」の言葉は、宋代に、或は宋代を根拠に書かれた公、私的な撰著者の書物の中にも少なからず所見される。

『宋史』351張商英伝に言う、

「哲宗不直商英、徙左司員外郎、既与交関事皆露、責監江寧酒。」

又『宋史』351林攄伝にまた言う、

「張懷素妖事覺、攄与御史中丞余深及内侍雜治、得民士交関書疏数百、攄請悉焚蕩以安反側、衆稱為長者。」

『宋会要』食貨28嘉定7年3月9日の条に、

「僧寺有口食塩、船戸有浮塩、交関田宅有契塩。」

宋臨川陳隨隱の『隨隱漫録』巻1に、

「錢穀与人交関、頭頭讓人、些少生事、一切用柔道理之。」⁽¹²⁾

上述の『宋史』の二つの条で言われた交関は、交通往来の意味であり、あとの二つの史料の交関は、交易の意味を含んでいる。宋代の「交引」、「交子」の「交」は、「関子」の「関」と、「交関」の交易の意味を取って命名されたとは言え、支付と授受の意味には、交と関を連称しても、或は分称しても、ともに交易の意味は含まれてはいない。宋代の信用貨幣の名称は多い。北宋の「錢引」、南宋の「会子」、「川引」、「湖会」などがあるが、みな「交」或は「関」の二文字とは関係がない。その意味をどう解釈すればよいのか。文中に表わされている字面からの解釈しかなく、従ってその区別を実質上の研究によって得なければならないが、どうも研究方法がま

(11) 見同前204至205頁。

(12) 案陳隨隱『隨隱漫録』第1所記者為西山蔡先生訓子語。

ちがっているように思われる。

宋代の「交子」の発行は、蜀に始まると考えられる。『宋史』181食貨志と章如愚の『山堂群書考索後集』62は、ともに次のように言っている。張詠が蜀に鎮した時、蜀の人が鉄銭は重く貿易に不便なことを患えていたので、彼はここにおいて質劑の法を設け、一交が一緡で三年を一界としてこれを交換することにしたと。章如愚は更にこれは大中祥符の辛亥より始まったと言っている(4年, 1011)。南宋戴埴は『鼠璞』巻上において、大中祥符中のことと言っている⁽¹³⁾。交子の発行は、張詠と関係があるやなしや。しかし本篇において討論するところのものではないので、深究はしない⁽¹⁴⁾。ここで探討したいことは、交子が初めて発行された時期の問題である。章如愚は、大中祥符4年に富民16戸が発行した「交子」が最初のものだと言っているようである。しかし「交子」の最初の発行は、宋の太宗至道(995)以後のことである⁽¹⁵⁾。

(13) 戴埴『鼠璞』巻上楮幣源流条。

(14) 據宋李攸所著『宋朝事實』15財用条言交子事甚悉，未提及張詠創設交子事。宋李燾『統資治通鑑長編』101仁宗天聖元年11月戊戌条，止云「初，蜀民以鉄錢重，私為券，謂之交子，以便貿易，富民十六戸主之，其後富者資稍衰，不能償所負，争訟大起」。王應麟『玉海』180錢幣，天聖交子条，『文献通考』巻9錢幣考皆從『長編』之說。亦明曹學佺『蜀中広記』67方物記9交子条引元費著曰，「蜀民以錢重，難於轉輸，始製楮為券，表裏印記，隱密題号，朱墨間錯，私自參驗，書楮錢之數，以便貿易，謂之交子」。記交子事亦甚詳，不言張詠事，曹學佺止於案語下引『宋史』之文有張詠事，發行交子，其始似私人為之，日人加藤繁對比点亦有所闡明。

(15) 『山堂群書考索後集』62「以三年為一界而換之，始祥符之辛亥，至熙寧之丙辰，六十五年三十二界，雖至巧不能易」。戴埴『鼠璞』巻上楮幣源流条「祥符中張詠鎮蜀，患鉄錢之重，設質劑法，一交一緡，以三年為界，使富民十六戸主之。」此所指祥符中，雖未明言，似即祥符辛亥，亦即富民十六戸連保作交子之時。

『朝野雜記』甲集16「四川錢引，旧成都豪民十六戸主之，天聖元年冬，始置官交子務，十一月戊子」。

據曹學佺『蜀中広記』67方物記第9引元費著曰「(上文見前)考凡遇出納季，一貫取三十錢為息，其後富民十六戸主之，尋亦資衰，不能相償，争訟数起。」觀

(次頁へつづく)

「交子」の最初の発行は、「交引」の後であり、時間から見れば両者の差は10年以上ある。「関子」が紹興元年(1131)に、「会子」が紹興30年(1160)に発行されたのを交子と時間的に較べてみると、⁽¹⁶⁾発行は実に遅くなっている。

性質から見れば、「交子」が純粹に見錢を表示して市場で流通使用されているのに対して、「交引」は手形(支票)の性質を有していたのでかなり違う。ただ紹興元年に発行された「関子」—「見錢関子」—が、婺州で商人が入中し、それで得た「関子」を権貨務に持参して銅錢を請求することが出来ること、⁽¹⁷⁾この行為は頗る交引の場合と相似ている。最初に発行された「会子」は、「会」をもって錢となさなかったが、のちには「交子」と異なることが無くなった。

馬端臨の『文献通考』卷9 錢幣考2によれば、

此文「其後富民十六戸主之」句、可知十六戸非創設交子者、祇為祥符中連保發行交子者、然与『考索』之文相較、即相當於祥符之辛亥、似亦可信。

再考『長編』59真宗景德2年正月戊寅条「先是、益邛嘉眉等州(本志無眉州有雅州)歲鑄五十余万貫、自李順作乱、遂罷鑄、民間錢益少、私以交子為市、姦弊百出、獄訟滋多。」則蜀民私為交子、起於李順作乱之後。案李攸『宋朝事實』17削平僭偽条、李順以淳化5年(994)正月叛、5月為王繼思所平、則交子創始最早亦在至道(995)以後。

- (16) 『宋史』181食貨志、「高宗紹興元年有司因婺州屯兵、(煇案…『文献通考』卷9 錢幣考作「因婺州之駐屯」)請椿辨合用錢(『通考』在「請」上多「有司」二字)、而路不通舟(『通考』作「而舟楫不通」)、錢重難致、乃造関子付婺州(『通考』作「乃詔戸部造見錢関子付婺州」)、召商人入中(『通考』「商」作「客」)、執関子於権貨務請錢(『通考』「於」作「赴」)、願得茶塩香貨鈔引者聽(『通考』「願」上多「有」字)、於是州鼎以関子充糴本、未免抑配、而権貨務又止以日輸三分之一償之(『通考』「輸」作「納」)、人皆嗟怨。又『朝野雜記』甲集16東南会子条「紹興元年冬、高宗在越、張忠烈俊、以神武右軍分屯婺州、朝廷以水道不通、始置見錢関子、召商人入中、其法入見錢於婺州、執関子赴杭権貨務(原作物誤)請錢、每千搭十錢為優潤十月壬寅」。

又「三十年戸部侍郎錢端礼、被旨造会子、儲見錢於城内外流転、其合發官錢、並許兌会子輸左藏庫。」(『文献通考』卷9 錢幣考所載与此大致相同。)

- (17) 参考同前条。

「置会子之初意，本非即以会为錢，蓋以茶塩鈔引之属視之，而暫以權錢耳。然鈔引則所直者重，（承平時解塩場四貫八百售一鈔，請塩二百斤）而会子則止於一貫，下至三百二百。鈔引止令商人憑以取茶・塩・香貨，故必須分路（如穎塩鈔只行於陝西，未塩鈔只可行於江淮之類），会子則公私買賣支給，無往而不用，且自一貫造至二百，則是明以代見錢矣。」

とある。馬氏はこれによって、宋代の信用貨幣と茶塩鈔とのあいだには区別があることを明白にしている。すなわち、馬氏の意見によれば、茶塩鈔引と会子などとは二つの相違点がある。その一つは、価値である。鈔引は高いが会子は低い。他の一つは、鈔引は茶塩と交換できる証明書（憑）で路分の制限があるもの、会子は公私の売買で使用され、見錢と異なるところがなかったことである。前者は主要な相違点ではなくて、両者の区別の主要な部分は後者にある。

交引はもともと糧草及びその他塞下に駐屯している兵馬の必需品の入中の際に使用され、見錢の代替としての手形（支票）である。これについて論ずれば、交子と交引のもとの区別を探すことは難しいことであろう。交子は発行されて以後、かつては辺塞の入中に使用されたことがあった。宋李攸の『宋朝事实』15財用条下によれば、

「皇祐三年（1051）二月三日，三司使田况奏，……自天聖元年（1023）薛田肇画興置益州交子，至今累有臣僚，講求利害，乞行廢罷，然以行用既久，卒難改更，……兼自秦州兩次借卻交子六十万貫，並無見錢椿管，只是虛行刷印，発往秦州入中糧草，今來散在民間，転用難阻，已是壞卻元法為弊至深，転運司雖取積余錢撓還，更五七年未得了当。」

とあり、陝西においては宋の仁宗の時代にすでに交子が糧草の入中に用いられていたことを知る。神宗の熙寧2年（1069）に「河東運鉄錢勞費，乃詔置交子務於潞州，転運司以其法行，則塩礬不售，有害入中糧草，遂奏罷之」⁽¹⁸⁾。すなわち、「河東で鉄錢を運ぶ勞費が多く，そのために交子務を潞州に置き，転運司がその法を行う。しかし塩，礬を売らなかったので糧草の入中に害を及ぼし遂にやめられた」。4年（1071）に陝西において復して

(18) 見『宋史』181食貨志。

施行し、永興軍の収買塩鈔場を罷め⁽¹⁹⁾、ただちに交子を塩鈔に代えた。文彦博はその不便なることを言い、たまたま張景憲が延州に出巡して還り、同じように蜀においては施行し、陝西においては施行すべきではないと言ったので、しばらくして罷められた⁽²⁰⁾。7年(1074)9月に又知同州度支郎中趙瞻は、陝西を管勾して交子を制置し、縁辺の糶買を応副した。ただ当時の交子は実銭の準備(兌換準備金)がないので⁽²¹⁾、熙河路の交子10万貫を成都府転運司によって応副し、商人が熙河において銭450か500を納入すれば、交子一紙を得ることが出来、四川の交子務から鉄銭1貫文足を請い⁽²²⁾、既にして鈔法を害し、官銭を耗費している。熙寧9年(1076)に陝西交子法を廃罷する⁽²³⁾。

かつては交子をもって糶本となしていた。しかし交子をすぐに見銭に代えることが出来たとしても、それでもやはり見銭を椿留準備して応副しなければいけない。取引は京師権貨務に持参すれば見銭を受領することが出来、しかも翻換の文帖で茶塩犀象香藥などを請うことも出来ると言っても、それでもやはり河北で実施している「三説」「四説」法は、更に分けて見銭・香・茶・塩など種々の取引と為して明白な規定がある。交子はただ見銭を代わりに表わして民間で流通行使されるだけでなく、正式に信用貨幣となるものが存在した。その性質は截然として同じではない。それ故にか

(19) 『宋会要』食貨24熙寧4年正月24日詔…「陝西已行交子，其罷永興軍収買鈔塩場」『長編』219熙寧4年正月庚戌条同。『宋史』181食貨志熙寧4年詔…「陝西行蜀交子法，罷市鈔。」

(20) 此據『宋史』181食貨志，『宋会要』食貨24熙寧4年3月14日詔…「永興軍依旧収買塩鈔，罷行交子。」『長編』221熙寧4年3月庚戌条与『宋会要』同，惟無「収」字。

(21) 『長編』256熙寧7年9月丙辰条。

(22) 同前書熙寧7年9月辛酉条詔…「永興軍路支折二錢二十万緡付秦鳳等路轉運司市糧草及推行交子本錢，既而交子無実銭，法不可行，遂罷。」

(23) 同前書259熙寧7年12月卯条。

(24) 同前書272熙寧9年正月甲申条詔…「陝西交子法便不行，官吏並罷，已支交子，委買塩官納換。」

つて入中に用いられたといっても、なお取引と一樣に看することは出来ない。

この後で述べる塩鈔は、取塩の信用証券（憑證）である。その性質は交子とかけ離れている。ここの篇で述べたところは、ただ取引塩鈔をもって一分類となし、信用貨幣である交子、錢引（大觀元年に交子から改称）などを一分類となして、その性質の比較をし、以上の通りである。その他の分類のものについては、分けてこれを述べる。

三 取引の起源

いかなる典章制度も、それが生まれるゆえんは、もとより人類の生活の上からこの種の制度を必要とするからである。この種の需要に適應するために採られる表現の方法は、歴史的要素であり、一定の作用を具有している。これを換言すれば、制度の発生は歴史からの暗示であり、その趨勢の類型によって決定すべきである。宋代の取引の発生に関しても、著者はまたこの観を抱くものである。

需要の側面に関しては、ここでは明らかに表わすことはしないで、別に詳細をつくした分析を行う。ここで探究したいことは、宋代の鈔引の発生の歴史的要素であり、またこれについての歴史の上からの跡づけであり、ついで鈔引の起源であり、みなについてそれぞれの移り変わりや入れ変わりの跡を考える。吾々は既に宋初の取引は為替手形の性質を含んでいたことを知っている。この種の性質に従いその起源の所在を追溯し、その来跡去跡を明瞭にして、またその発生の由来を知る。

唐代を考えると飛錢の制度がある。『旧唐書』48食貨志28（宋王溥『唐会要』89泉貨所載大致相同）…

「(憲宗元和)七年(812)五月、戸部王紹、度支盧坦、塩鉄王播等奏…、伏以京都時用、多重見錢、官中支計、近日殊少、蓋緣比來不許商人便換、因茲家有滯藏、所以物價轉高、錢多不出。臣等今商量、伏請許令商人於三司任便換見錢、一切依旧禁約、伏以比來諸司諸使等、或有便(『唐会要』89作「使」)商人錢多留城中、逐時取貯、積藏私室、無復流通、伏請自分今已後、嚴加禁約、從之。」

また『唐書』54食貨志44に

「憲宗以錢少，復禁用銅器，時商賈至京師，委錢諸道進奏院及諸軍諸使富家，以輕裝趨四方，合乃取之，号「飛錢」。京兆尹裴武請禁與商賈飛錢者，搜索諸坊，十人為保。

自京師禁飛錢，家有滯藏，物價浸輕，判度支盧坦，兵部尚書判戶部事王紹，塩鉄使王播，請許商人於戶部度支塩鉄三司飛錢，每千錢增給百錢，然商人無至者…」。⁽²⁵⁾

『唐書』に言う「飛錢」を考えると、正にすなわち『旧唐書』のいわゆる「任便換見錢」である。『唐会要』には「飛錢」をまた「便換」と言っている。⁽²⁶⁾

著者の私見ではあるが、宋代の交引、塩鈔は唐代の飛錢が変わってきたものであると思う。これを換言すれば、宋代の交引の創設は唐代の飛錢の暗示を受けている。その理由として以下の四つがあげられる。

(一) 性質からみれば、交引は芻糧等物を辺塞において入中を為したものを錢に換算してから、これを錢に代える一種の証券であって、これでもって見錢に取り換えるにしる、茶塩に取り換えるにしる、その使用については論じない。この券が錢の値段を代わって表わしている。錢或は金帛を京師榷貨務或は沿辺州軍に入れる者は、また錢の値段を代わって表わす。まさに唐代の飛錢の制度と、錢を諸路進奏院及び諸軍に委すこと、富家に後に得た券を錢と換えさせること、これらを見るとその性質は相同じてある。

(二) 手続きからみれば、『宋会要』食貨36榷易大中祥符8年(1015)6月11日の上封言及び三司言等条を根拠にして、⁽²⁷⁾商人が入中して得た交引は、受領証の原簿(勘同案底)があって榷貨務に送る。商人が交引を持参して見錢に取り換える時に、受領証の原簿(勘同案底)と検証して相違な

(25) 按『通考』卷8錢幣考1所載与『唐書』54食貨志44同。

(26) 王応麟『玉海』180引『唐会要』「元和七年，王播奏…商人於戶部度支，塩鉄三司飛錢，謂之便換。」榷案…王溥『唐会要』89泉貨無「謂之便換」語，其文与『旧唐書』48食貨志同。不知是否王応麟所見本與今本異。

(27) 關於入中手續，如何換易交引，將來再加以叙述，為行文便利起見於此姑不具論，以免重複。所引『宋会要』食貨36各条，亦暫不註出。

ければ支払う。こういう行為は飛銭の「合乃取乃」と合致する。

(三) 名称からみれば、『唐書』54食貨志のいわゆる「飛銭」は、『旧唐書』48食貨志ではこれを「任便換見銭」と言い、『唐会要』では「飛銭」は「便換」と為すと言っている。この「便」の字によって、宋代の市糶糧草の「便糶」法を思い出させ、その関係をさぐると、『宋会要』食貨4によれば、

「宋時市糶之名有三、「和糶」以見錢給之。「博糶」以他物給之（煇案…『山堂群書考索後集』56平糶・常平・義倉条無「之」字）、「便糶」則商賈以鈔引給之（『考索』無「則」字、「鈔」作「抄」）。

「和糶」と「博糶」はこれとは関係が無いからしばらくは究明しないで、ここでは「便糶」のことについて検討したい。『宋会要』の所言をみると、鈔引をもって糧草を収糶することを「便糶」と称されたとしている。すなわちこの「便糶」の「便」は、飛銭の「便換」の「便」と起源の関係が無いことはない。「便糶」の名称は、「便換」から転化してきており、この可能性はかなり高いだろうと思う。

また北宋沈存中の『夢溪筆談』11には「博糶」「便糶」に関して解釈を
するところがあって、

「予在三司，求得「三説」旧案，「三説」者乃是三事，「博糶」為一説，「便糶」為一説，「直便」為一説。其謂之「博糶」者，極邊糧草，歲入必欲足常数，每歲自三司拋下庫務，先封椿見錢，緊便錢，緊茶鈔（原註…「緊便謂水路商旅所便處，緊茶鈔謂上三山場榷務」），然後召商入中。「便糶」者，次邊糧草，商人先入中糧草，乃詣京師算請慢便錢，慢茶鈔及雜貨（原註…「慢便錢謂道路貨易非便處，慢茶鈔謂下三山場榷務」）。直便者，商人取便於緣邊入納見錢，於京師請領」。²⁸⁾

いわゆる「便錢」は、まさに即ち「見錢交引」を指す。²⁹⁾「緊」と「慢」はすなわち「急」と「緩」の義である。「宋会要」の茶法雜録・塩法雜録・『宋史』食貨志・茶・塩、『通考』錢幣考など、及びその他官私の著作

(28) 沈存中『夢溪筆談』11所言三説法，与一般所謂三説法不同，将来另行討論，於此止論「便糶」。

(29) 按『宋会要』食貨39天聖3年11月16日条「翰林侍講学士刑部侍郎孫奭等言，詳定到河北沿边州軍寨便糶粮草支与香茶見錢三色交引，委得久遠便利。」

を調べてみると、いまだ「緊便錢」と「慢便錢」の名称を見たことがないので、これは必ず「見錢交引」であることに間違いはないと思う。

李燾の『統資治通鑑長編』85真宗大中祥符8年（1015）の条に、

「国初，取唐朝飛錢故事，許民入錢京師，於諸處州便換。…

先是，商人先經三司投牒，乃輸左藏庫，所由司計，一緡私刻錢二十。開寶三年（970），置「便錢務」，令商人入錢者，詣務陳牒，即日輦至左藏庫，給以券，仍勅諸州…，俟商人齎券至，即如其數給之，自是無復留滯。其後定外地閑慢州乃許指射。自此之後，京師用度益多，諸州錢皆輸送其博易，當給以錢者，或移送他物，又金帛闌出外者尤衆。」

宋王應麟の『玉海』，馬端臨の『文獻通考』にもこのことは記載されているが，ただ詳細については同じではないところがある。⁽³⁰⁾しかし宋代にもやはり「飛錢」の制度はあった。開寶3年に設置された「便錢務」は，すなわち便換機関である。沈存中の『夢溪筆談』の中で称される慢便錢は，まさに『長編』で言う外地の閑慢州軍の便錢とその意義は同じである。ただ『玉海』180開寶便錢務条に，「開寶三年五月丁巳詔於兩京置便錢務」といわれているだけである。宋は東京の開封府と西京の河南府を兩京となし，⁽³¹⁾開封府は京東路に，河南府は京西路に属していて，ともに辺塞地域ではない。即ち宋代の飛錢は，在京で入錢してから諸州で取り換えることを指していた。沿辺地域で「便錢務」がなくて，ただ「折博務」しかないところがある。飛錢というのは，すなわち京師に入錢してから指定された州軍に行つて錢を受け取ることである。入中というのは，すなわち塞下州軍

(30) 按『玉海』180開寶便錢務条…「開寶三年五月丁巳，詔於兩京置便錢務，命陳鄂監。（原注…「取唐朝飛錢故事，許民入錢左藏庫，以諸州錢給之，勅諸州候券至即給」。）」又『通考』卷9錢幣考2…「太祖時，取唐朝飛錢故事，許民入錢京師，於諸州便換。其後定外地閑慢州乃許指射，自此之後，京師用度益多，諸州錢皆輸送其轉易，當給以錢者，或移用他物。先是，許商人入錢左藏庫，以諸州錢給之。而商旅先經三司投牒，乃輸於庫。所由司計，一緡私刻錢二十。開寶三年置便錢務，令商人入錢者，詣務陳牒，即日輦致左藏庫，給以券，仍勅諸州，凡商人齎券至，當日給付，不得住滯，違者科罰。至道末，商人便錢一百七十余万貫。天禧末，增一百一十三万貫」。与『長編』詳略互異。

(31) 参考顧祖禹『讀史方輿紀要』卷7。

に納入してから京師に行って銭を受け取ることである。地域間の面からみると反対であるが、その制度はもともとは同じである。制度が同じなので「便糶」はては「便銭」の名称があったゆえんである。「便」の一字の由来については、推して知るべしである。飛銭は券をもってし、折中も券をもってするので、性質からみれば両者はもともと相同じである。文字の呼称から、鈔引の起源を見つけることが出来たわけである。

(四) 宋代の人々の塩鈔に対する観念をみれば、かれらの心中には銭引を飛銭としてみる著しい例があり、それを証明することが出来る。

『宋会要』食貨24塩法雜貨宋神宗の熙寧8年(1075)閏4月14日の条に、中書房が陝西塩鈔の利害を比較して、条約八事を定め、その中の第八項に、

「西鈔失買，致有虛抬之弊，近官以賤價買，今永興買鈔場，若一概收買，乃是費用實錢，買民賤價蓄買之鈔，所買新鈔，卻致闕錢，当今截日收買，兩路実売塩二百二十万。又増熙河一路，止与百八十万鈔，即自支費不足，若兼支旧鈔，即与出鈔何異，然以加抬脚費，不如止以当月鈔数立額，卻置（一作至）場売鈔，飛銭為便，八也。」

とあり、また元豊3年(1079)正月26日の条に、

「上謂輔臣曰，向以陝西用度不足，出鈔稍多而加賤，遂建京師買塩鈔之法，本欲權塩價，飛銭於塞下。」

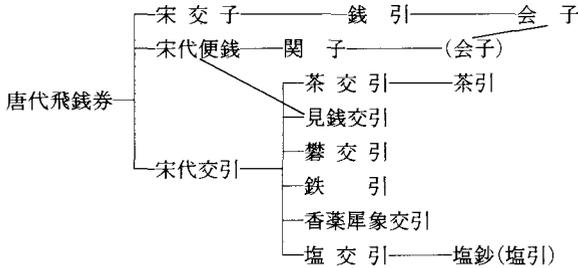
とあり、北宋張舜民の『画墁録』巻1に、

「范祥制置解塩，始抄法，初年課一百二十万，末年一百六十五万，以謂抄塩法止此可矣，或征而多取之，則法不弊，是以一百六十五万，不專為以鈔請塩，兼以為飛銭耳。今以百千之多，移致他州，以為重載…，易之為抄，数幅紙耳。」

とある。

宋代の人の目が塩鈔を飛銭となしていることは、以上の三つの史料で証明出来た。従って宋代の鈔引は唐代の飛銭の法を起源としており、このことについては疑議のないところである。

これからはその発展の過程をみていこう。表を下のように示す。



前文において既に宋代の交引の起源は、唐代の飛銭にあることは証明した。著者の目的はすでに達したので、このことに関しては止めてよいようである。ただここで付帯として説明したいことは、蜀における交子の起源の問題である。『宋史』181食貨志に、「会子交子之法，蓋有取於唐之飛銭。」といている。中国の元明代以来の学者は、これに対して異議はない。丘濬は、もとより学識が深く博いと言われており、その彼もまた飛銭は交子の前身であるといっている。⁽³²⁾ 顧炎武の考證も精密なものであり、彼も異論を唱えていない。⁽³³⁾ ただ日本人の学者加藤繁は「交子の起源」の一文に交子の法を言って、交子の起源は唐代の財物を預かりその酬金を取る櫃坊であると考えた。⁽³⁴⁾ 彼は宋曾慥の『類説』巻10「櫃坊不鎖」を引用し、引用した条の「献替記」の文に、

「徳裕拜相数日，商品閭從約神舍桃日，不鎖櫃坊，予問所以，云自相公入相，京師細婢名馬無価，两市不鎖櫃也。」

とある。

櫃坊の不鎖を言って、櫃坊は金銭を入れることはないとした。ちなみに上文の大意を言うと、李徳裕が相となって言うに、奢侈の風潮はやんで、細婢名馬の売買は行われていない。これによって長安の東西の両市の櫃坊で、銭を持っている人は多くはない。こういう理由で、当時の大きな価

(32) 明丘濬『大学衍義補』27銅楮之幣条。

(33) 参考顧炎武『日知録』11論鈔法原始。

(34) 加藤繁有「唐宋櫃坊考」載在「東洋学報」第12巻第4号。

格の支払は、必ず先に銭を櫃坊に預け、しかる後にその人の名義の手形(支票)を換取し、それでもって見銭の授受に代えたことが分かる。また戴君孚『広異記』三衛の条を利用して、

「三衛乃入京売絹，買者聞求二万，莫不嗤駭，以為狂人，後数日，有白馬丈夫来買，直還二万，不復躊躇，其錢先已鑱在西市。」

とある。

鑱在西市とは、銭を長安西市に預けることであり、すなわち支払い準備のために銭を櫃坊に預ける一つの例である。⁽³⁵⁾これによって「交子鋪」と櫃坊とは相類するものだと言う。交子は、すなわち櫃坊において発行する銭と人の姓名を写した手形(支票)と同じである。著者は唐代の櫃坊については、本題と関係するところではないので、未だかつて深く注意をしたことはない。ただ加藤繁の論断を明らかにすれば、頗る想像にわたり、証拠薄弱の嫌いがある。

考えるに、宋代にもやはり櫃坊は存在していた。しかしながらそこは良い所ではなく、不正を行う場所であり、宋初からすでに開設を禁止されていた。『宋会要』刑法2禁納太宗淳化2年(979)閏2月19日の詔に、

「京城先是无賴輩相聚蒲博，開櫃坊，屠牛・驢・狗以食，私銷銅錢為器用雜物，並令開封府嚴戒坊市捕之，犯者斬，隱匿而不以聞，及居人邸舍僦与惡少為櫃坊者，並同其罪。」

とあり、また宣和6年(1124)5月6日の臣僚の言に、

「伏覩宣和二年(1120)御筆・在京官司，輒置櫃坊，收禁罪人，乞取錢物，害及无辜，已降指揮，並令去拆，及已重立法禁，又訪問外路尚有沿置櫃坊去處，為民之害尤甚，限一日去拆，自今敢置者，以違御筆論。臣謹按・詔書數下，訓辭深厚，恩施甚美，盛德之事也。然豪吏擅私，貪夫求利，覆出為惡，無所畏忌。四方万里之遠，耳目所不及者，其為害可勝言耶。或鎖之櫃坊，或幽之旅邸。近則數月，遠則一年，守貳不能察，監司不以聞，銜冤之民，無所告懇，殊失陛下恤民隱之意，欲望特降處分，在京選彊明郎官一員，遍詣捉事使臣家，毀拆禁房，於法應捕人，限当日解府，有不及者，送兩宿禁。輒經宿者，許人重告，坐以罪。在外委監司各據分界，歲巡州縣，親詣點檢毀拆私置櫃坊禁房，見有拘留人戶去處，按劾以聞，庶幾少副詔書懇惻本旨，實天下幸

(35) 俱見「現代史学」第1卷第34期合刊朱沢「交子之起源」196至197頁。

甚。』⁽³⁶⁾

とある。

宣和2年の御筆は如何に、『宋会要』には記載の個所がない。以上の二つの史料によって、吾々は次のことがらが分かった。

- (1) 櫃坊は北宋にも存在しており、そしてかなり行きわたっていた。
- (2) 櫃坊の経営者は無頼悪少でなくて、すなわち貪官汚吏である。
- (3) 櫃坊の経営はおおむね禁令を犯している。例えば衆人が集まって賭博をし、牛・驢・犬を殺し、私的に銅銭を銷鑄したあと日常用器雑物をつくり、甚しきは櫃坊をもって禁房として、ほしいままに犯人を禁房にかくまった。
- (4) 櫃坊を経営するのはおおむね不法なことなので、宋の太宗から徽宗に至るまで屢々開設嚴禁の詔が出され、開設は許可されなかった。

宋代にもなお櫃坊はあった。しかも櫃坊の営業は以上のようなものである。吾々は櫃坊については想像する必要がなくて、その梗概を得ればよい。著者は唐代の櫃坊、或は櫃房、或は儼櫃に対しては、⁽³⁷⁾他人の金銭及び貴重物品を保管することを業とするとしている。懷疑するところはないといっても、ただ宋代にも櫃坊の存在が認められているのに、なぜ『宋史』は、交子の法は櫃坊の収據から取ったものといわないのか。唐代の飛銭から取ったものであるというのか。櫃坊の受領証(票據)は一体どういう風なものなのか。もとよりはっきり分からず、その詳しいことも聞かない。もし受領証

(36) 見『宋会要』刑法2禁約。

(37) 按『資治通鑑』227徳宗建中3年夏4月条載「又括儼櫃質錢，凡蓄積錢帛粟麥者，借皆四分之一。封其櫃窖，百姓為之罷市。」此指度支杜佑大索長安商賈所有貨財事而言。宋史昭『資治通鑑積文』24儼櫃質錢条下云「儼，即就切，質也。櫃，求位切，匣也。徳宗時以軍費行借富商錢，杜佑為度支，又取儼櫃納質錢。」儼櫃即租賃櫃匣以寄貯財物之意，当即指櫃坊而言。又『太平御覽』引夔父『世話』有西市櫃房之語，櫃房，当即亦指櫃坊。

又按『旧唐書』12徳宗紀「少尹韋禎又取儼櫃質庫法拷索之，纔及二百万」，元胡三省『通鑑』注釈儼櫃云「民間以物質錢，異時贖出，於母錢之外，復還子錢，謂之儼櫃。」據比則儼櫃与質庫似又相類。

(票據)があると仮定しても、この受領証(票據)が市場に流通出来るかどうかについては大なる疑問がある。いわんやむしろ「質庫」と非常に近いという方がよい。宋吳曾の『能改齋漫録』巻2以物質銭為解庫条に、「江北人以物質銭為「解庫」、江南人謂為「質庫」と言っていること、また陸游の『老学庵筆記』巻6には、「今僧寺輒作庫質銭取利、謂之「長生庫」と言っている。吳曾は齊の陽玠の『談藪』を引用し、所載の甄彬は荊州の長沙寺で質銭を入れて苧をうけ出した。これは苧に関して金銭にかかわることである。⁽³⁸⁾質庫の起源は、はなはだ早く櫃坊よりも前にあった。交子の櫃坊の受領証(票據)から変わってきて、交子鋪が櫃坊から変わってきたということは非であるようで、信ずることは出来ない。

交引、交子はみな唐代の飛銭法から転化してきた。『宋史』食貨志で言われたことは誤りはない。北宋初の便銭務はすなわち唐代の飛銭の制度を踏襲したものである。『通考』巻9錢幣考太宗至道末(997)には商人の便銭170余万貫、真宗天禧末(1021)には113万貫を増し、飛銭の事業は益々発達した。蜀中の交子はこの制度を学び、これについては疑問のないところである。この法が厲禁の櫃坊の制度をまねたという如きは、もっとも愚かなもので、まだ信じられない。

(38) 宋吳曾『能改齋漫録』巻2所載甄彬事与陸游『老学庵筆記』大致相同、陸游詔梁甄彬、則南朝時已有質庫。